

三谷健康保険組合が共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。三谷健康保険組合(以下、当健保という)では、健康診査事業について、当健保の加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 適用事業所との健康診査事業の共同実施について

当健保では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、当健保の適用事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとします。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査**）
- **身体計測**
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- **視力・聴力検査**（会話法あるいはオーディオメーター）
- **胸部X線**
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- **血圧測定**
 - ・収縮期、拡張期
- **心電図検査**（安静時あるいは負荷）
- **尿検査**
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）

- 大腸内視鏡検査（精密検査時）
 - 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
 - **肝機能検査**
 - ・ **GOT、GPT、 γ -GTP**、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
 - 膵臓検査（アミラーゼ）
 - 肝炎ウイルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
 - 血中脂質・尿酸検査
 - ・ **血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール**、尿酸
 - **血糖検査**（糖代謝）
 - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
 - 血液検査（**貧血検査**）
 - ・ 白血球、**赤血球、血色素量**、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
 - 乳がん検査（視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ）
 - 眼圧検査
 - 腫瘍マーカー検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ゴチック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

適用事業所	総務課	健診担当職員	または
	人事課	健診担当職員	または
	管理課	健診担当職員	または
	他の課	健診担当職員	
当健保	竹田 悦子、	谷口 有紀枝、	飛田 有宇子

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・適用事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当健保とともに、健康の保持・増進に努めます。具体的な健診データの利用としては、適用事業所にデータ保存し、健康相談、健康指導を実施します。

- ・当健保においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、適用事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。具体的な健診データの利用方法としては、当健保のコンピュータにデータ保存し、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康指導を行います(「保有する個人情報の利用目的の公表について」を参照)。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、適用事業所の総務課健診担当職員、または人事課健診担当職員、または管理課健診担当職員、または他の課健診担当職員と当健保の竹田 悦子です。